



## 最低賃金の改正に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

宮城労働局一般公示第2号

宮城地方最低賃金審議会は、宮城県最低賃金の改正について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、宮城県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であつて意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を、令和6年7月16日までに、宮城地方最低賃金審議会（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地、仙台第四合同庁舎、宮城労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和6年6月28日

宮城労働局長 小宅 栄作